

国会論戦と附帯決議の遵守を

8月22日、「公益財団法人 人権教育啓発推進センター（理事長 横田洋三）」で、第4回有識者会議が開かれました。これは法務省が平成29年度事業としてセンターに、「部落差別解消法」の「6条に係る調査」の内容、手法等に関する有識者会議（別掲委員）が設けられ、ヒアリングが行われたものです。全

国人権連は、新井直樹（本部事務局長）、三枝茂夫（埼玉人権連会長）、長嶋茂（神奈川人権連書記長）が出席して、意見表明と質問に応じてきました。

主に要請したことは次に点です。1、法の6条にもとづく教育啓発など「施策の実施に資するため」の「部落差別の実態に係る調査」は、現行の人権侵犯統計調査の範囲に留め、「同和問題に関する人権侵犯」の歴史的背景（例えば「落書き」「同和地区問い合わせ」）はいつから

多くなるか等）や社会的影響の有無、またどのような種類の相談が寄せられているのか、実害行為との区別などの丁寧な分析を求めます。2、部落問題、部落差別とは何かの基本認識を持つこと。3、政府も「部落」は著しく変化した事実を認めていたことをふまえること。4、法の6条「調査」は国会論戦と参議院付帯決議を遵守し、生活実態調査は行わないこと。5、専門委員会のまとめには、○

通の状況と適切な対処について、部落問題の解決状況に反する「部落問題があると思うのは」の設問項目、「同和地区」が有るとする啓発パンフや意識調査の問題、問題の多い教科書記述を反映した用語のネットへの反映などのやり取りが短時間行われました。

現行の自治体等での「調査」等が内心に踏み込み意識改変の強要、設問が新たな偏見を助長している問題点を指摘し、○部落問題解決に確信と展望が持てる啓発内容に改善することに触れ、○差別規制・禁止などの新たな施策選択の要望を匂わすような設問項目や内容は含まないこと。を強く要望しました。

質疑では、インターネット上の情報流

「調査」に関する要望等

全国人権連事務局長 新井 直樹

育啓発の問題を指摘します。最後に付けた資料は、先般「人権意識調査」の中止を申し入れたものです。

2. 部落問題、部落差別とは何かの基本認識を持つこと

1. 法の6条にもとづく教育啓発など

「施策の実施に資するため」の「部落差別の実態に係る調査」は、現行人権侵犯統計調査の範囲に留め、「同和問題に関する人権侵犯」の歴史的背景（例えば「落書き」「同和地区問い合わせ」はいつから多くなるか等）や社会的影響の有無、またどのような種類の相談が寄せられているのか、実害行為との区別などの丁寧な分析を求めます。

ました。

もとより「法」に「部落差別」の定義がないもつとで、「調査」を行うことは不可能です。国会審議でも提案者は定義を明確にせず「肌で感じる実態」と抽象的にしか述べていないからです。

今回、人権連の意見陳述では、1. 部落問題、部落差別とは何かの基本認識を持つこと 2. 政府も「部落」は著しく変化した事実を認めていたことをふまえること 3. 国会論戦と参議院付帯決議を遵守することを主に述べます。

続けて、(神奈川・長嶋)から部落問題解決の実態に反する意識調査の設問が新たな偏見を抜けている状況を説明し、あらたな「調査」は不要であることを述べます。その後に(埼玉・三枝)から市の高校生にたいする「意識調査」の設問項目が偏見を植え付けかねない、時代錯誤のものであることを説明し、調査や教

部落問題の主たる属性は封建的身分の残滓・残り物です。忌避と侮蔑及びそれに伴う貧困を克服し、「部落」と「部落」外の人々が地域や全国で融合することが部落問題解決であり、道筋です。その基礎的条件は新憲法制定を始めとする戦後改革で成り立ちました。そして、1950年代半ばからの民主主義の高揚と相俟った高度経済成長と社会構造の変化により、「部落」の人々の雇用が促進され、地域の閉鎖性が打破され、「部落」内外の障壁の崩壊が進み、特別対策の実施や国民の素直な関心の高まりなどにより様々な格差が縮小し、居住や結婚の自由も拡大しました。部落問題の解決は高度経済成長政策の行き詰まりやバブル経済の崩壊後の国民一般の犠牲強化の中でも不可逆的に前進し、今日、「部落」を理由とする実態的な実害ある人権侵害行為、いわゆる部落差別は社会問題として

基本的には解決したと言える段階に到達しています。

確かにインターネットによる匿名の情報流通増大の中で様々な人権侵害が増加する傾向が見えます。しかし、それは主として経済的格差を拡大させている人間軽視の政治に対する不平不満等に起因するものであり、現行法の下で適切に対処すべきことです。

人権啓発センターは「ヘイトスピーチ」に係わる実態把握を行った際に、脅迫的言動などの類型を示したが、参考にすべきです。

虚構の部落差別深刻論を排除して、国民の人権と民主主義の前進に役立つ教育環境を整えることや、内心に踏み込み国民の意識改変を進める一部の違法な啓発を止めること、ネット上の自由な情報流通の促進こそ、いま切実に求められているものです。

3. 政府も「部落」は著しく変化した事実を認めていたことをふまえること

33年に及ぶ同和对策事業の実施により、部落の世帯構成などに著しい変化が生じ、政府も2002年3月末で特別対

策を終結した理由のなかで、大きな変化を認めています。

総務省大臣官房地域改善対策室が2002年3月にまとめた「同和行政史」のなかで「特別対策を終了する理由」を3点挙げていますが3点目を述べます。

第三は、経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動が起こり、同和地区においても同和関係者の転出と非同和関係者の転入が増加した。このような、大規模な人口変動の状況下では、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難になってきていることである、というものです。

ここで「同和地区においても同和関係者の転出と非同和関係者の転入が増加」と指摘している点は、従来言われてきた「部落」「同和地区」が部落・同和地区でなくなっている状況を指しています。

いまから24年前の1993年の時点ですら、全国の同和地区の状況は、政府調査をもとにした統計で推定すれば、全世帯の内、夫婦とも「同和関係者」は24・7%、夫婦いずれか一方が地区外は15・8%、夫婦とも同和関係者でないは59・5%となっています。いずれにして

も、従来の「部落」の枠組みが崩壊し、いわゆる「部落」が部落でなくなっている状況です。よってかつての「同和地区」を掘り返したり国政データによる比較「調査」は全く意味が無く、行政上特定は不可能であり、プライバシーを侵害しかねないものです。

4. 法の6条「調査」は国会論戦と参議院付帯決議を遵守し、生活実態調査は行わないこと

12月1日の参院法務委員会で提案者は「個人や地域を特定しない」と答弁しています。○若狭勝・衆議院議員 本法案は、あくまで、そうした対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりません。○仁比聡平議員 つまり、旧同和特別対策の対象地域として指定をされていた地域の住民を抽出して行うという、これはこの法案ではやらないんだということですね。○若狭勝・衆議院議員 結論から申し上げますと、この法案の下で実態調査を行うというのは、そうした旧同和地区を特定した上で、そ

この中の個人の個人などを特定した上での調査というのは、全く行いう予定ではございません。と説明していました。

また12月1日の参議院法務委員会附帯決議は、○三 国は、部落差別の解消に關する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。と指摘しています。これらの論戦内容や付帯決議を嚴重に守って下さい。

5、最後に、専門委員会のまとめには、
○現行の自治体等での「調査」等が内心に踏み込み意識改変の強要、設問が新たな偏見を助長している問題点を指摘し、○部落問題解決に確信と展望が持てる啓発内容に改善することに触れ、○差別規制・禁止などの新たな施策選択の要望を匂わすような設問項目や内容は含まないことを強く要望します。

6 条調査有識者会議のメンバー

【座長】

- 坂本 茂樹（国際人権法）
- 同志社大学法学部教授
- 元国連人権理事会諮問委員会委員（平成20年～25年）
- 大阪市ヘイトスピーチ審査会会長

【構成員】

- 石田 法子（弁護士）
- 元日弁連副会長
- 元大阪弁護士会会長
- 最高裁ハンセン病調査委員会委員
- 関 正雄（企業の社会的責任）
- 損保ジャパン日本興亜株式会社CSR室シニアアドバイザー
- 明治大学経営学部特任准教授
- 経済産業省CSR研究会委員（平成20年度～26年度）

稲葉 昭英（社会学）

- 慶應義塾大学文学部教授
- 東京都港区男女平等参画会議会長（平成24年～28年）
- 相模原市男女平等参画審議会会長
- 佐藤 佳弘（インターネット）
- 武蔵野大学工学部教授
- （株）情報文化総合研究所代表取締役所長

大久保 貴世（インターネット）

- （一財）インターネット協会主幹 研究員
- 警察庁総合セキュリティ対策会議 サイバーボランティア育成分科会委員